

第7回消費者行政の体制整備のための
意見交換会
議事録

内閣府消費者基本政策室

第7回 消費者行政の体制整備のための意見交換会 議事次第

1. 日時 平成26年3月31日（月）17:40～18:05

2. 場所 消費者委員会大会議室

3. 出席者

森内閣府特命担当大臣

池本弁護士

野村学習院大学法学部教授

河上消費者委員会委員長

石戸谷消費者委員会委員長代理

阿南消費者庁長官

松本国民生活センター理事長

(事務局等)

小田室長、川口副室長、大貫参事官、長谷川参事官、村松消費者庁地方協力課長

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 国民生活センター相模原事務所研修施設の活用について

(3) 閉 会

○川口副室長 それでは、ただいまから、第7回「消費者行政の体制整備のための意見交換会」を開催いたしたいと思います。

開催に当たりまして、森まさこ内閣府特命担当大臣より御挨拶をいただきたいと思います。

○森大臣 消費者担当大臣の森まさこでございます。今日は、皆様、御多忙のところ、消費者行政の体制整備のための意見交換会に御参集いただき、まことにありがとうございます。

国民生活センターのあり方については、あらゆる選択肢を排除せず1年間かけて検討していくように就任時に方針を立てたところでございます。この意見交換会、途中、委員の交代がございましたが、1年間検討を行いまして、昨年12月13日の記者会見の場において、決定いたしました組織形態としては、独立行政法人の新たな類型の一つである中期目標管理型の法人とすることがふさわしい、もう一つ、相模原事務所の研修施設については、再開の妥当性が確認されたならば利用を再開することとしたいという考えをお示ししました。政府部内で必要な調整を図った結果、ほぼ私の考えに沿った閣議決定をすることができました。

また、今国会に提出している消費者安全法の改正案により、民間の団体または個人の方に消費生活協力団体、消費生活協力員になっていただき、消費者の利益の擁護・増進のために活動していただく枠組みを整備いたします。この活動を支援するために研修による人材の育成等を国民生活センターに期待をしています。

これまで国センは、結論が二転三転して翻弄されてまいりましたけれども、1年間かけて、委員の皆様、関係者の皆様にしっかり御議論いただき、よい結果が出たと考えております。本当にありがとうございます。感謝をいたします。今後は、この結果に基づいて国センをしっかりと走らせていくことが大切のかなと思います。

今日は、そこからまた一つ進んで、相模原事務所研修施設の活用について。この活用は私のほうで夏までに結論を出すということで、検討する懇談会という場を別途設けておりますけれども、きょうは皆様の意見も伺ってまいりたいと思います。ぜひ率直な意見交換をよろしく願いいたします。

○川口副室長 それでは、本意見交換会のこれまでの経緯につきまして、小田消費者基本政策室長より補足説明をしていただきます。

○小田室長 消費者行政の体制整備のための意見交換会のこれまでの経緯を御説明いたします。

国民生活センターを含めた消費者行政の体制整備の検討に資するため、森大臣のリーダーシップのもと、これまでに6回開催し、さまざまな立場の有識者の皆様と意見交換を行ってまいりました。常時出席者につきましては、第1回から第4回まで、松本恒雄現国民生活センター理事長と石戸谷豊現消費者委員会委員長代理をお願いをいたしました。第5回からは、野村豊弘学習院大学教授と池本誠司弁護士をお願いをしております。

会議は原則公開とし、第4回と第6回の会議は非公開で開催いたしましたが、資料は公表しております。

お手元の資料1-1をごらんください。先ほど大臣からもお話がございましたけれども、本意見交換会などでの検討を踏まえ、昨年12月13日の閣議後、記者会見において森大臣としてのお考えが

示されたものでございます。

この方針に基づきまして政府部内での必要な調整が図られた結果、次の資料1-2のとおり、12月24日の閣議決定におきまして、国民生活センターについては中期目標管理型の法人とする、相模原研修施設の再開については、施設の利用見込み、長期を含めたコストなどを総合的に勘案した上で、平成26年夏までに結論を得ることとされております。

説明は以上でございます。

○川口副室長 続きます。国民生活センター相模原事務所研修施設の活用に関する検討につきまして、懇談会の座長をお務めいただいている野村先生より御説明をいただきたいと思っております。

○野村学習院大学法学部教授 それでは、私から議論の状況について御報告いたします。

スケジュール等につきましては、今、室長から、それから先ほど大臣からもありましたので、ごく簡単に申し上げます。

資料3-1のスケジュールで、7月までに4回行い、7月の第4回で報告書を取りまとめるということを予定しております。具体的な検討事項につきましては、3-2にありますとおりでございます。この中で、特に施設の利用見込みについては、国民生活センターの研修事業や会議での活用、消費者庁や関係省庁による活用、外部貸し出しとして事業者団体や消費者団体などによる活用について検討することとしております。

2ページのほうは長期を含めたコストについてですけれども、研修施設再開のために必要なコストとして、施設の改修、図書資料館等の整備について検討することとしております。コストの計算方法についても議論し、あわせて、外部施設を利用した場合との比較も行うこととしております。

今月4日に第1回の懇談会を国民生活センター相模原事務所で開催いたしました。これにつきましては資料4をごらんいただきたいと思っております。これは横書きですけれども、左側は、第1回での各委員からの主な意見をまとめたものでございます。

1つ目の意見は「今後の研修事業の在り方を踏まえ検討すべき」というものでありました。国民生活センターでは、全国の受講者を1カ所に集めて実施する研修のほか、地方に出向いて実施する研修、インターネットを用いて講義内容を受講者に配信するDラーニング等を実施しておりますが、委員からは、今後実施する研修について開催方法別に分類してほしい、民生委員や社会福祉士を対象とした研修を実施すべきであるといった意見がございました。これについては、次回以降、国民生活センターに研修の拡充が求められる施策や地方開催についてのニーズも踏まえた上で、研修施設での開催、地方での開催、Dラーニングの3つの開催方法の役割分担と今後の研修事業の全体像を示していただいた上で、それをもとに議論をしていきたいと思っております。

2つ目は「魅力的な研修環境を提供すべき」というもので、委員からの御意見としては、研修施設で研修を実施していたころは宿泊施設つきだったので、研修後にも他の受講者と意見交換ができるなど充実していた、今の座学だけの研修では知識の詰め込みだけで終わってしまう、以前、研修施設を利用した際に食堂が不評であった、食堂等の充実も検討してほしいといったものが挙げられました。これについては、国民生活センターに稼働率の向上につながるような研修環境の整備について具体的な方針を示していただき、議論を進めていきたいと考えております。

3つ目は「研修に関するデータ等を踏まえた議論が必要」というものであります。委員からは、過去の研修実績として、募集人員、受講者数、定員充足率を知りたい、稼働率の計算方法、外部貸し出しの仕組みを把握したい、従来の議論で問題点として指摘されている稼働率の向上はクリアすべき課題であるといった御発言がありました。

研修に関するデータ等については、国民生活センターから稼働率の計算方法、過去の実行実績に基づく定員充足率、外部貸し出しの実績などを出していただき、それを踏まえて、利用見込みやコストについて検討を行っていくことにいたします。

第1回懇談会では議論の後に国民生活センター相模原事務所研修施設の見学を行いました。資料5に私たちが見学した箇所の写真が載っておりますので、ごらんいただければと思います。委員からは、実際に見学してみると立派な施設で、使わないのはもったいないなどといった声が上がっております。

第2回は4月22日に開催予定ですが、先ほど申し上げた今後の検討の進め方に沿って、国民生活センターに今後の研修事業の将来像などの資料を用意していただいた上で、研修施設の利用見込みについて具体的な検討を行うこととしております。

いずれにせよ、本年夏までに報告書をまとめるということでありますので、それに向けて検討を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○川口副室長 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明に対しまして、御意見、あるいは関連の御発言をいただければと思います。

最初に、池本先生よりお願いいたします。

○池本弁護士 池本です。全体的なことで感想と意見です。

もともと相模原の研修施設の利用率が余り高くない、だから廃止だという議論の背景というか、なぜ低かったかという原因は、私は2つあったと理解しています。

1つは、当時、まだ活性化基金のない時代で、相模原で開いても各地から送り出す予算もない、交通費すらない、だから各地でもっと地方開催をしてくれという声が強くて、同じテーマで地方を何カ所か行脚した覚えがあります。私、もう10年以上前からずっと研修部の講師をやっていますので、当時の実情を知っているつもりです。

もう一つは、地方で開催をすると、研修部の職員が本当に限られていますから、行った先で講義をやっている間に廊下へ出て、そこで携帯電話で次の研修のための資料が届いたかとか、講師との連絡をとったり、職員さんが本当にてんやわんやだったのです。だから、地方でやっているときは中央で開こうにももう人手がない。そういうことで相模原の利用がやや低下していった。ちょうどそのときに、利用率が低いではないか、やめてしまえということについては、とんでもない話だと私は思っていました。その意味では、今回、ここをきちんと活用しようということは正しい選択だと思います。

そこで、これからどういうことを意識して、どう使っていくか、あるいは利用率がどう高まって

いくかということだと思いますと、この活性化基金が入った数年間で各地で研修ばやりになっています。ただ、例えば特定商取引法とか割賦販売法とか、法律の研修はこれまでやや座学的なことが中心だったのではないかと。むしろ、相談員の研修でいえば、レベルをアップするために事例検討型の研修。事例検討型というのは、事前に素材を用意して資料と一緒に配って、まず幾つかの部屋に分かれて半日グループ討議をする。そして、簡単な報告メモをつくる。それで集まって、講師は事前にそのメモに目を通して、発表してもらい、ディスカッションをして最後に講評する。つまり、小部屋と全体の部屋の両方必要なわけです。相模原にはその両方があります。その意味では、そういう事例検討型は相模原でやるのが適していると思います。

Dラーニングということの定義がありますが、座学型であればそれでもいいでしょうが、そういう事例検討型のディスカッションをするとすると、やはり集合していかないとなかなかできないので、そういうところが一番大事な役割だろうと思います。そういう事例検討型によって相談員の分析能力とか方針を決める判断力、あるいはコミュニケーション能力を高めていくというのは、この間の別の検討会における方針にも沿うものだと思います。

もう一つ、これまで不十分だったのは職員の研修です。従来、消費者行政職員の研修は2コマありましたが、これをもっともっとふやしていくべきである。そもそもどういったカリキュラムでどうやってやるかということもまだまだ手探りの状態。今度、5月から国センで新しいコマを始めるといので、今、どういったコマにしようかということのを協議しているところです。そういうところをしっかりとつくって、まず相模原で実施する。これは国センだけで1,700の自治体全部を担うことは不可能ですから、いずれは各都道府県でも地域でやってもらうようにしていく必要があるのですが、やはり一番中核となる中身づくりは国センの役割であるし、そこで実施すべきであると考えます。

あと、このごろよく言われている消費者教育の担い手の教育、あるいは地域のサポーターの教育。これも、新しいカリキュラムでどういうことを伝えるか、どうやれば行動する消費者を育成できるかという手探りの課題ですから、まず、国センでしっかりしたカリキュラムを考えていく必要がある。

最後に、私は前から申し上げているのですが、消費生活相談員の育成ということが言われていますが、企業における消費者問題専門家である消費生活アドバイザー、あるいは地域における消費者リーダーである消費生活コンサルタント、こういう役割・人材を育成することについて、これまで消費者庁では余り議論されていなかったし、国センもここにはかかわっていなかったと思います。そういう人の育成も、大きな意味での消費者行政の中で考えれば、相模原の施設を活用する対象として考えてよいのではないかと。国センが全て主体的にやるという意味ではなくて、これは貸し出しの問題につながるのかもしれませんが、そういう消費者行政の担い手を本当に広い意味で、相模原を拠点にすると考えれば、ニーズは十分にあるのではないかと考えます。

以上です。

○川口副室長 ありがとうございます。

それでは、残された時間、恐縮でございますが、それぞれ1分以内で御発言をと思います。

河上委員長からよろしく申し上げます。

○河上消費者委員会委員長 1分ですので簡単に済ませます。

基本的には池本先生がおっしゃったところに尽きております。司法試験に受かった人たちが和光で生活をしているのと似たような感じで、やはり相模原を懐かしく思っている人は相談員の中にかくさんいます。全国的な人的つながりがもたらす効用は大きい。ですから、ぜひ活用していただきたい。

それから、職員、相談員、一般の消費者リーダーという話が出ましたけれども、私は、それに加えて、消費者法を学ぶ、大学の学部学生や法科大学院の院生たちを引き連れて合宿をさせるというようなことも考えたらどうかと思います。

以上です。

○川口副室長 ありがとうございます。

それでは、松本理事長、お願いします。

○松本国民生活センター理事長 4分用意してきたのですけれども、1分に短縮いたします。

池本弁護士がおっしゃったことを私の言葉で置きかえますと、消費者問題というのは、消費者と事業者と行政という三角形の構造で示されます。従来、研修というのは、相談員とか行政職員向けを中心にやってきたわけですが、消費者に対する、とりわけ消費者市民社会の担い手を育てる研修、その中でも、特に法律上要求されております消費者教育の担い手の研修というのをやらなければならない。

それから、企業に対しては、企業の社会的責任という観点から、それを認識した企業職員を育てる研修をやらなければならないし、国センは既に今年度もやっておるところでございます。そのような多様な関係者に対する教育を実施して、そのプログラムを地方でも展開するという役割を相模原研修施設は今後担っていくことになるだろうと思います。

相模原の特徴は、これも池本弁護士がおっしゃいましたけれども、小グループに分かれて座学以外のことができるという点、それから講義の終了後の自主的学習会や受講者同士の情報交換ができることは大変貴重だと言われていました。さらに、図書室がございまして、そこで自習もできます。

相模原はもう一つ特徴がございまして。それは、商品テスト施設が併設されているということでありまして。この特徴を最大限に生かしたいと思っております。とりわけ、消費者教育の観点では、やはり安全教育という点でテスト施設は大変有意義だろうと思っております。

さらに、宇宙航空研究開発機構だとか、市立博物館、国立のフィルムライブラリーといった、相模原市の文化・研究・教育ゾーンにあるという点もできれば生かしたいと考えております。

以上のような研修を具体化し、かつ、消費者教育推進法によって当センターに課せられました課題にこたえるために、あす4月1日付で研修部を教育研修部に改組することにしております。

以上でございます。

○川口副室長 ありがとうございます。

それでは、阿南長官、お願いします。

○阿南消費者庁長官 本当に大賛成です。

消費者庁では、消費者目線研修というのを職員に対して行っています。また私は、先日、人事院で開催されています行政職員の審議官クラス以上の方たちの消費者行政の研修会に講師で行ってきましてけれども、これは行政職員全体にかかわる問題だと思いますので、そうした研修が国民生活センターで多様に実施されるということが何よりも重要かと思っておりますので、ここはぜひとも実現してもらいたいと考えています。

○川口副室長 ありがとうございます。

では、森大臣から御発言をお願いします。

○森大臣 ありがとうございます。

今、長官が言ってくださった長官主導でやっている消費者目線研修の一環として、消費生活相談員の資格も取ることができるようにしまして消費者庁の職員を募集したところ、たくさん手が挙がっています。さらに、消費者庁の職員で相談員資格を持った者をこういった相模原の研修にも出向させて、現場の相談員さんと一緒に研修するのもいいかなと、今、思いました。ロースクールの生徒とか、大学の消費者ゼミの皆さん、さらにもっと広げて消費者教育。今、消費者教育推進会議のもとでやっていますけれども、小学生、中学生、高校生、そして生涯教育のほうでも消費者教育をやる。その場としてここを使って、研修を受けた後、この商品テストを見学できるというパッケージもつくれば、利活用できていくと思います。

利活用の論点と、もう一つ大事なのがコストパフォーマンスのほうです。今、予算が上がった後、常任委員会が始まっていますが、質問がここに集中しております。相模原の研修所をどうするのだ、コストパフォーマンスが悪いということで切られたのではないか、売ればこんなに利益が出るということが試算されているのではないかと問われていますが、実際に売るためには、ここの建物は分割工事をしなければいけないのです。ですから、その工事をするための費用なども検討会で出させていただくといいたく思います。実際に売れるかどうかという問題もありますけれども、さらに土地も分筆しなければいけないではないですか。土地を分筆するための費用がかかるわけですから、そういったものもぜひ試算していただいて、さらには、今、別の施設を借りて研修をしている。その分の費用がかさんでいるという点。別の施設を借りたとしても、先ほどのような宿泊をして、図書室も使って、そしてグループ討議もするということはできないのだよというような点を今後しっかり検討していただけたらなと思います。

○川口副室長 それでは、時間の関係で、よろしければ以上とさせていただきますと思いますが、大臣、よろしゅうございますか。

○森大臣 石戸谷先生の発言がまだ。

○川口副室長 では、石戸谷先生、どうぞ。

○石戸谷消費者委員会委員長代理 済みません。もう話が出ているのですが。

あくまでも補助的ということなのですが、相談員、職員、それから、消費者教育推進法だとか安全法を改正して地域協議会とかいろいろ出てきて、研修の中身が非常に多岐にわたるということで、入り切らない場合にネットのほうも活用する方策を補助的に考えていただければ。

京都に行きましたら、インターネットを通じて各センターをつないで、事例検討などもそれでや

っていて、リアルタイムで中身を検討できることになっておりまして、これはなかなかいいなど。集まってやるのと同時に、そういうのをやりながら活性化してやっていって、関心を高めて、実際にちょっと行って泊まり込んでやってみようというようにすることも大事かと思えますし、対象もかなり広がってくると思います。なかなか集められないという層もかなりあることも事実なので、その辺も御検討いただければと思います。

○川口副室長 ありがとうございます。

それでは、最後、森大臣。

○森大臣 今日、国民生活センター相模原事務所研修施設の活用について検討いただきました。本日の御議論を踏まえつつ、今後は懇談会においてさらなる検討を行っていただき、今年の夏までに閣議決定の思いを踏まえた関係者の皆様の期待に沿う結論を得ていきたいと思えます。

○川口副室長 それでは、お忙しいところをありがとうございました。

本日の意見交換会は以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。